

平成 24 年 11 月 30 日

平成 23 年度総務省所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも 3 年に 1 回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成 23 年度における総務省所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

(1) 総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
246 法人	96 法人	44 法人

(注) 所管法人数は平成 23 年 12 月 1 日現在。

(2) 改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
44 法人	27 法人	17 法人	31 法人	0 法人

(注) 複数の改善すべき点があった法人があるため、改善すべき点のあった法人数と、内数の合計数は一致しない。

[主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

(法人運営面)

- ・ 各種規定（事務処理規程、公印規程等）に不備が見られる。（←措置するよう指導。）
- ・ 情報公開が不十分である。（←事務所に必要書類を備え置き、閲覧に供するよう指導。）

(事業実施面)

- ・ 収益事業に対する支出の割合が総支出の 2 分の 1 を超えている。（←収益事業の実施を必

要限度にとどめ、公益事業への支出の割合を高めるよう指導。)

- ・ 定款に定められた事業の一部を実施していない (←定款に定められた事業を行うよう指導。)

(財務・会計面)

- ・ 内部留保の水準が「公益法人の設立許可及び指導監督基準」で規定する 30%程度を超えている。(← 内部留保水準の引下げを図るよう指導。)

(3) 立入検査の実施状況 (平成 21 年度～平成 23 年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率 (%) (実施法人数/所管法人数×100)
246 法人	244 法人	99.2%

(注) 所管法人数は平成 23 年 12 月 1 日現在。立入検査実施法人数は、平成 21 年度～平成 23 年度の 3 年間に立入検査を実施した法人の実数である。

(4) 過去 3 年間の立入検査実施率が 100%に満たなかった理由

- ・ 引き続き法人の自主解散を指導中。
- ・ 平成 23 年度に解散予定法人であったため (解散済)

<連絡先>

総務省大臣官房総務課 中岡、鈴木 電話 03-5253-5090 (直通) FAX 03-5253-5093
--